



地域安全ニュース

令和5年11月



「投資」や「ビジネス」をかたつた 「マルチ商法」に注意してください！



知人や友人、SNSやマッチングアプリで知り合った人などから、数百万円を出資して商品販売の代理店契約をし、さらに新たな出資者を紹介すれば、配当金と紹介手数料が得られるという「儲け話」をもちかけられたが、配当金等は支払われず、相手とも連絡がつながらなくなったりという被害が発生しています。

「マルチ商法（取引）」とは

化粧品や健康食品といった商品を販売して「人に商品を販売すれば配当を得られる」などと勧誘して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法のことと言います。

「ネットワークビジネス」と呼ばれることもあります。

代表的なセールストーク

- 「必ず儲かります。」「必ず元本は保証します。」
- 「会員を増やせば、簡単に高配当を得ることができます。」
- 「月に〇百万円の利益をあげている人もいます。」
- 「あなただけに特別に紹介します。」

被害に遭わないためのポイント

- ① 「必ず」「確実」「簡単」「楽して」はウソ。そんな儲け話はありません。まず疑いましょう！
- ② 知人や友人などから勧誘されても、きっぱりと断りましょう！
- ③ 契約は一人で決めず、家族などにも相談しましょう！

マルチ商法は、「特定商取引法」で「連鎖販売取引」として規制されている販売形態で、クーリング・オフ（契約の解除）の対象となります。



京都府警察本部 生活保安課
電話 075-451-9111

